

第22回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

平成26年2月6日

資料6

**クリーニング業の  
振興指針（案）  
新旧対照表**

〔クリーニング業の振興指針〕（平成21年2月23日厚生労働省告示第39号）新旧対照表（案）

三 営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サ「広告・宣伝等の強化」12.9%、「専門店化・高級化」12.0%となる。）、「価格の見直し」15.1%、「生活衛生関係業界統合」26.3%、「廃業」28.6%、「業務の充実」28.6%である。

組合の内容、所在地、連絡先等について情報提供等の取組による自己評価  
が求められる。

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

	事業名	達成	概ね達成	主な事業
1 衛生に関する知識及び意識事業	11%	35%	・衛生管理等に関する講習会の開催 ・衛生管理制度マニュアルの作成・配布 ・ドライチャッカーの普及	
2 施設及び設備の改善	0%	17%	・店舗特性を踏まえた投資が見られる ・装や設備の導入投資が見られる	
3 利用者の利益の増進	20%	59%	・講習会の開催 ・消費者意識調査の実施 ・消費相談窓口の開設 ・苦情登録システムの導入 ・標準契約書の登録促進	
4 経営管理の合理化及び効率化に関する事業	33%	41%	・経営講習会、各種研修会の開催	
5 営業者及び従業員の能力向上に関する事業	22%	48%	・技術講習会の開催 ・ワイヤーシャツ仕上げ競技大会の開催	
6 事業の共同化及び協業化に関する事業	15%	24%	・共同購入の実施	
7 取引関係の改善に関する事業	26%	28%	・共同宣伝の実施 ・関連業界等との情報交換会の開催	
8 従業者の福祉の充実に関する事業	6%	33%	・共済制度の加入促進	
9 事業の承継及び後継者支援に関する事業	22%	50%	・定期健康診断の実施 ・後継者育成支援のための研修会等の開催 ・青年部の育成	
10 環境の保全に関する事業	13%	28%	・講習会の開催	
11 少子・高齢化社会への対応に関する事業	13%	13%	・VOC対策の実施 ・高齢者住宅向け訪問サービスの研究	
12 地域との共生に関する事業	20%	48%	・地域イベントへの参加 ・各種ボランティア事業への協力	

### 第三 営業の高面する課題と社会から期待される事項

**クリーニング業の振興の目標に関する事項**

**當業者の直面する課題と地域社会から期待される役割**

クリーニング業者は、国民の衛生的で快適な衣料及び住環境を確保するなど、家事労働の代替サービスを提供することにより、こうした重要な役割を果たすとともに、向いに寄与してきた。こうした貢献できるよう、國民生活の向上に貢献できるよう、國民生活のニーズ、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の経営環境や國民のニーズに基づき、その特性を活かし、事業の安定と活性化を図ることが求められる。

また、新たな素材による繊維製品の普及等により、クリーニング業者との苦情は多いため、事故等の防止のための取組みを推進し、利用者の信頼を得る営業を目指すことが必要である。

さらに、環境保全についての国民の関心は一層高くなっています。クリーニング溶剤等の化学物質を使用する機会が多いクリーニング業にとっては、ドライクリーニング溶剤等の化学物質に對する環境規制の強化も踏まえ、臭気、騒音等のクリーンシング所の環境面での配慮、環境保全対策等において引火性溶剤を用いるクリーニング所が重要である。また、住居地帯等においては建築基準法への対応が求められていることで、要件としての位置づけが強化され、生活者の安心を支える役割を担う

業者間で、社会全体の少子高齢化の中でも、當業者自身の高齢化による後継者問題に加え、從業者等への育児支援等への課題などなつてある。ISOへの整合化を図るための纖維製品の取扱いについての規格として、JIS表示の見直しは、これらを十 分に認識し、衛生水準及び利便性の向上、技術及情報の向上に適切に対応していく必要がある。

今後5年間（平成26年度から平成30年度末まで）における営業の振興目標の実現に向けた衛生問題への対応

## 第一 営業の振興の目標に関する事項

今後 5 年間（平成 25 年度末まで）における営業の振興の目標は、人体の分泌物、病原微生物、公衆衛生上の危険性に対する警戒意識の向上を図り、従事者の業務に対する理解と実践を促進するものである。一方、原材料価格の高騰や世界的な金融危機等による影響を考慮し、コスト削減策の実施を図ることで、営業の持続可能性を確保する方針である。

新規開拓する課題は、都道府県別に大別される。これは、営業者の地元の問題ではなく、個々の営業者では解決できない問題である。この問題を解決するためには、専門的な知識と経験が必要となる。また、営業者は、自らの営業活動を通じて、地域社会との連携を図る必要がある。

営業者は、まず、自らの営業活動を分析し、問題点を明確に把握する。次に、問題を解決するための具体的な策を立て、実行する。最後に、実行結果を評価し、改進する。このプロセスを繰り返すことで、営業活動がより効率的・効果的に運営される。

営業者は、常に顧客のニーズに応じて、商品やサービスを提供する。また、顧客からのフィードバックをもとに、商品やサービスを改良する。これにより、営業活動が持続的・発展的となる。

営業者は、地域社会との連携を図ることで、地域社会の発展に貢献する。また、地域社会の発展によって、営業活動の環境が整う。これにより、営業活動がより効率的・効果的となる。

営業者は、常に自己成長を目指す。そのため、専門的な知識と経験を積み、実践的な経験を積む。また、他業界の知識を学ぶことも大切である。これにより、営業活動がより幅広い視野を持ったものとなる。

営業者は、常に顧客満足度を追求する。そのため、商品やサービスの品質を高め、価格を適切に設定する。また、顧客からの不満を迅速に対応する。これにより、顧客満足度が高まり、営業活動が持続的・発展的となる。

営業者は、常に自己成長を目指す。そのため、専門的な知識と経験を積み、実践的な経験を積む。また、他業界の知識を学ぶことも大切である。これにより、営業活動がより幅広い視野を持ったものとなる。

営業者は、常に顧客満足度を追求する。そのため、商品やサービスの品質を高め、価格を適切に設定する。また、顧客からの不満を迅速に対応する。これにより、顧客満足度が高まり、営業活動が持続的・発展的となる。

る。さらに、クリーニング師研修については、営業者のニーズを踏まえ、研修内容の充実や受講しやすい環境を図りながら、受講率の向上に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

シシとしての役割を担い、衣類以外の洗濯物の取扱いや保管サービスなどサービスの多様化を図ることも重要である。安定した経営のためには、組合等が推進する共同事業やマシンアンドリノア方式の活用による経営の効率化に努めることが重要である。

支那の税制と融資の実態

事業対策事業費補助金を活用して、當業者の直面することが期待される。事業の実施に際しては、有効性及び効率性（費用対効果）の観点から立案案等、事業の企画する。事業効果を最大限發揮し事業成果を広く国民や社会に示す。事業効果を最大限發揮し事業成果を広く国民や社会に示す。

還元、日本政策金融公庫支店等との連携及び調整を行なう。また、日本政策金融公庫支店等との連携及び調整を行なう。日本政策金融公庫支店等との連携及び調整を行なう。

## 2 都道府県指導センター及び日本政策金融公庫に期待される役割

多くの當業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であること、都道府県指導センター及び日本政策金融公庫において、手続简便化のための措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の有効性及び効率性を明確に示す。また、日本政策金融公庫支店等との連携及び調整を行なう。日本政策金融公庫支店等との連携及び調整を行なう。

## 3 れる役割

全国生活衛生營業指導センターに期待される役割

全国生活衛生營業指導センター（以下「全国生活衛生營業指導センター」という。）は、公衆衛生の向上及び適切に運営する。また、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、健康指標（衛生指標）等の組合による効率化のための取組が促進される。一方で、地域で孤立する小規模組合の運営が求められる。

## 第2章 クリーニング業の振興の目標を達成するためには必要な事項

**クリーニング業の振興の目標を達成するためには、準進歩主義は水準推進課題として生を衛當するに必要な事項は、経済的貢献と戦略的向上によるもので、必ずしも個別者によるものではない。従つて、業種別に区分された當業事項は、必ずしも個別者によるものではない。従つて、業種別に区分された當業事項は、必ずしも個別者によるものではない。**

組取の者業営

### (1) 日常の衛生管理に関する事項

## (2) 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項

と衣造健すこの構るるどす前つよのす濯保にもるに洗を留めるに准殘め衛生で、含衛溶備に水の努力す。車定油びて、含衛溶備に水の努力す。

2 経営課題への対処に関する事項

(一) 現在置かれている終常や市場を十ヶ所に把握する事に専念する。

事実上は技術力、資金等の条件等の特性を踏まえ、自社の強みを見出していく。また、自社の付加価値や独自性を高めることで、競争力を維持する。

（一）ア 営業衛生者常務の衛生規範を取扱ふ事項

イ　ウ　オ　ル　ロ　ノ　業  
ノ　菌　シ　ン　ス　生　業  
ク　レ　リ　エ　工　業  
タ　マ　近　年　の　セ　ク　リ　エ　工　業

衛生面における施設及び設備の改善に関する事項

## (二) 経営課題への対処に関する事項

提携する事項を、次に、これが期待される。

項に付する事項を適切に管理するを経営状況に於ける。発発の市場とともに、自らの実力による現実化を図る。これを確実化のためには、自らの経営方針は、適切な業者と協力して、効率化に努めねばならない。

とともに、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。

ア 直店の立地条件、顧客層、資本力、経営能力、技術力等の経営上の特質の把握

イ ウ 周辺競合店に関する顧客層の特定

エ チ キ 重視サービスの明確化

オ ク 店のコンセプトの明確化

カ ケ 経営手法、熟練技能、専門的知識の習得・传承や後継者の育成

人材の活用による経営手法の開拓

共同事業の推進

機関による経営診断の積極的活用

(2) サービスの見直し及び向上に関する事項

ア 多様化に適応し、消費者が安心して利用できるよう、正市街地サービス化や店舗の充実・情報提供の推進に努め、消費者の満足度向上させることが重要である。  
イ 「技術」と「こだわり」による独自サービスの提供  
ウ 仕上がりの違いの体験のためのお試しサービス  
エ 特殊なシミ抜き、丁寧な仕上げ等のサービスの見直し  
オ 抗菌・UV加工等付加工  
カ 和服のクリーニング・サニタリ加工  
キ 衣類以外のクリーニングサービスの提供  
ケ 異常外在料の有料保管の事務

### (3) 施設及び設備の改善に関する事項

日本では、施設及び改修の取扱いに、より手早く対応するため、改修が期待される。定期的な内外装の改裝が期待される。店舗の特性を踏まえ、障害者等に配慮した清潔な雰囲気の一対策の実施が期待される。障害者、高齢者、の安全衛生の確保、高齢者、の高付加価値化、労働条件の改善が期待される。

ウ 改善環境に全般に努めます。また、従業者に高付加価値化業界へ向けて、よりアフレムの努力による一化、定期的な内装設備の改善等の事項に関する店舗の改善を実現するため、業者に施設及び設備の改修に係る費用を負担する。並びに設備の改修の必要性を認めた場合、改修費用の半額を補助する。

カキタ環節電・其の推進保全工事の推進

#### (4) 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保

に開くる事項は、情報セキュリティの管理に留意しつつ、インターネット等の情報通信技術を効果的に活用する等、以下の事項に選択的にインターネット等の情報通信技術を活用する割合が期待される。

業種ごとの提携業種との提携によるホームページの開設等、積極的な情報発信によるプロモーションの促進

顧客情報のデータベース化等による適切な管理

ダイレックトメールの郵送や広報カード決済、電子決済、クリーニングギフト券の導入・普及

### (5) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項

#### (6) 従業員の資質の向上に関する事項

工 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に

力、技術力、経営力、  
業質の向上のためには、新規事業を展開するための資源を蓄積する事項を期するにあたります。

の要な点である。従業員は、従業員に關する知識のりどる機会に努力して、當製品に従事するが、特に人材の育成は、經營上の重きを以て、自らの運営に於けるものである。従業員は、従業員の資質の向上に關する情報を自行する。従業員は、従事するが、特に人材の育成は、經營上の重きを以て、自らの運営に於けるものである。従業員は、従業員の資質の向上に關するが、特に人材の育成は、經營上の重きを以て、自らの運営に於けるものである。

業者との支援を受けることなく、自らの手で事業を運営する。

1

組合及び連合会に於ける事項を指導するに掲げて、組合は都道府県の指導に従事する。このことは、業者者の自立的機関としての運営を期するに於けるものである。

(1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項

研究会の開催に並びて、新規な衛生技術の発展とその実用化が進歩する。このため、衛生管理者は常に最新の知識を習得し、実務に応じた適切な対応を取らねばならない。また、業界の発展に貢献するためには、業界全体の問題意識を理解し、協力して取り組む姿勢も重要である。

## (2) 施設及び設備の改善に関する事項

### (3) 消費者利益の増進に関する事項

#### (4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項

なう者に必要となる業務の整理並びに標準化に努めることを目的とする。このため、各課題の実現に向けた具体的な方針と実行計画を策定する。

(3) 呉業者及び従業員の技能の向上に関する事項

## 二 (一) 品目別業者に於ける支援事項

1

改組等の経営機関による自立的で、道府県指導者による導業者に對する監督事項についての取扱いを規定する。

修業研究会のめに内底工事の総理を司る衛生監視委員會

会成ど開発等の並びに新規な衛生管理技術の開拓による新規な衛生管理の実現をめざす。

施設及び設備の改善の向上、応対、情報提供等に衛生水準の増進及び指導助言の利益をもつて、設備の合理化及び効率化、利用者の改善に關する事項を設備及び施設の向に對するものとする。

## 利用者の利益の増進に関する事項

マニフェストの改善に関する議論は、主に以下のような点で構成されています。

- マニフェストの目的と意義
- マニフェストの構造と内容
- マニフェストの実現方法
- マニフェストの評価と改進

工事に於ける理管官の職務とその執行に關する事項

先駆的な業界に対する業者に、情報、知識、技術の供給を通じて、従来の立地条件の改善を図り、将来的な経営環境の整備に貢献する事項を、業者に必要な効率化及び整理並びに整頓する事項。

クリー二ニシング師等の資質の改善向上を図るための研修会、  
講習会及び技能コンテストまた及び受講の支援及び協業化に努める事項  
**(6) 事業の共同化及び協業化に関する事項**  
事業の共同化及する。所の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。  
事務の共同化及する。所の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。

**(7) 取引関係の改善に関する事項**  
共同化の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。  
事務の共同化及する。所の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。

**(8) 従業員の労働条件整備及び賃金改定に関する事項**  
従業者の労働条件整備、賃金改定の実現に努めることで、高齢化社会への適切な対応を図る。  
従業者の労働条件整備、賃金改定の実現に努めることで、高齢化社会への適切な対応を図る。

**(9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項**  
事業の承継及び後継者支援の促進を図るために必要な支援に努めることで、高齢化社会への適切な対応を図る。

**2 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼向上**  
**(1) 都道府県指導センター**  
組合との連携を中心とした指導センターによる政策金融による営業者の支援に努めることで、高齢化社会への適切な対応を図る。

クリー二ニシング師等の資質の改善向上を図るための研修会、  
講習会及び技能コンテストまた及び受講の支援協業化に努める事項  
**(6) 事業の共同化及び協業化に関する事項**  
事業の共同化及する。所の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。  
事務の共同化及する。所の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。

**(7) 取引関係の改善に関する事項**  
共同化の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。  
事務の共同化及する。所の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。

**(8) 従業員の労働条件整備及び賃金改定に関する事項**  
従業者の労働条件整備、賃金改定の実現に努めることで、高齢化社会への適切な対応を図る。

**(9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項**  
事業の承継及び後継者支援の促進を図るために必要な支援に努めることで、高齢化社会への適切な対応を図る。

クリー二ニシング師等の資質の改善向上を図るための研修会、  
講習会及び技能コンテストまた及び受講の支援協業化に努める事項  
**(6) 事業の共同化及び協業化に関する事項**  
事業の共同化及する。所の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。  
事務の共同化及する。所の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。

**(7) 取引関係の改善に関する事項**  
共同化の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。  
事務の共同化及する。所の企画監修会の開催促進が主な事項で、自講講師による講習会の開催促進が主な事項である。

**(8) 従業員の労働条件整備及び賃金改定に関する事項**  
従業者の労働条件整備、賃金改定の実現に努めることで、高齢化社会への適切な対応を図る。

**(9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項**  
事業の承継及び後継者支援の促進を図るために必要な支援に努めることで、高齢化社会への適切な対応を図る。

四

(2) 全国指道ナシタ

ア 営業者の経営改革の取り組みに役立つ情報の収集・整理する事項を中心とした取組に努めることが期待される。都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げます。

・情報提供機管理マニュアルの作成  
・危機処理マニュアルの作成  
・苦情イヴ

工才標準クリニシングの登録款の業界に従事者講習の充実、受講しやす

い環境の整備効果測定の支援及び政策提言機能の強化  
公衆衛生情報の提供機能の強化

）国及び都道府県に対する消費者の信頼の向上及び営業の健全化に向けた取組の強化

アクリーニング業法等関係法令の施行業務等を通じたクリーンな振興を図ること。

一ニシング師研修及境のる環境するに間に全體安全講受他必要な支援

（）日本政策金融公庫 営業政策の円滑な事業実施に資するため、以下に掲げる事項

分析及  
実施  
の把握、  
が実施  
の資本情  
等の把握、  
付される。  
る。

ウ 災害時等における速やかな相談窓口の設置  
（業者の振興に配慮すべき事項）  
び情報提供

リニシング業に経営とや保全の確準備の水槽に、二三の業者と同様に、社会的責任を負う。

高齢化社会等への対応、課題等へ応えていく

ど、  
た  
に  
るが  
に確  
あるが  
たと  
社会  
課題  
地域  
地

業者に期待される役割　環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進

電光發太陽の道、車動自氣空機廢棄物の處理適正の設置調節、備正の導導のボイド、イブリッジ、ギー用設備の対応の導導のボイド、イブリッジ、ギー害防止工事（ハム）省工事課監修、公害低公害（ハム）省工事課監修

十一

四

重刊文庫

環境の保全は、営業活動に伴う水質汚濁、大気汚染、土壤汚染等の公害の防止及び業者等の公害の改善に努め、これに伴う業者等の防護設備の整備に積極的に取り組む。また、公害の発生を予防するための規制措置を実施する。この目的を達成するため、公害の発生を予防するための規制措置を実施する。

環境の保全及びエネルギーの強化、リサイクル対策の推進

- 1 営業者に期待される役割

(1) 公害防止用設備の導入、産業廃棄物の適正処理  
(2) 省エネ設備、低公害(ハイブリッド)車、電気自動車等の導入、太陽光発電設備、空調設備、太陽光発電の導入、産業廃棄物の適正処理

- 3) 節電に資するLED照明、蓄電設備等の導入  
 4) 温室効果ガス排出の抑制  
 5) ハンガーポリ包装資材等の3R(廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化)の推進

1) 公害防止、組合及び連合会に期待される役割

- 普及啓発

2) 業種を超えた組合間で相互に協力する役割

日本政策金融公庫による営業者の支援

融資の実施等による

少子・高齢化社会等への対応

営業者には、高齢者や障害者、子育て・共働き世帯が住み慣れるよ  
う、以下に掲げる事項を中心的に積極的な取り組み

1) バリアフリー対応を同様の充実・強化

2) 配達サービスの実施

3) 身体障害者に対する教育及  
4) 従業員に対する児童扶養手当の支  
5) 地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進

6) 地域社会に期待される役割

併に係る研究の実施による政策金融公庫に期待される役割  
日本政財界による地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活



ど。1) 地域の街づくりへの積極的な参加  
ア 祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及  
び参加

ものとする。しかししながら、これらの中問題に對処するためには、新しい設備及び技術の導入及び新設を含め、いかなるが、これが不可欠であり、相当額の資金の確保とともに、組合及び新設会社の運営など、人材が必要となる。

- イ 商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出  
 (2) 「賑わい」、「つながり」の形成  
 ヤル・キヤ (ピタル) の形態  
 (3) 商店街の空き店舗の有効的活用 (子育て支援施設、高齢者  
 交流サロン、地域ブランド品販売等へ利用)  
 (4) 共同ボイン、ソトサタンプ事業の実施  
 (5) 地域の防犯、消防、防災、交通安全、環境保護活動の推進  
 に対する協力
- 2 組合及び連合会に期待される役割**
- (1) 地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導・援助ができる指導者を育成
  - (2) 業種を超えた相互協力の推進
  - (3) 地域における取り組みの支援
  - (4) 自治会、町内会、地区協議会、NPO、大学等との連携活動の推進
  - (5) 商店街役員へのクリーニング業の若手経営者の登用
- 四 東日本大震災への対応**
- 東日本大震災は未會有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災営業者東日本大震災からこと。
- 1 営業者に期待される役割**
- (1) 被災営業者のみなならず當業者全体による相互扶助と連携の実力を挙げて、進めていくこと。
  - (2) 被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元
  - (3) 節電・省エネへの適切な対応
- 2 組合及び連合会に期待される役割**
- (1) 同業者に支え合い、(太い「縦」で再強化)
  - (2) 節電や節電行動に対する支援
  - (3) 節電に資する共同利用施設 (共同蓄電設備等) の設置
- 3 国及び都道府県**
- 東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災業者及び被災地の意向に踏まること。
- (1) 被災営業者の営業再開のための施策
  - (2) 東日本大震災を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、即効性の高い防災、減災等の施策
- 4 日本政策金融公庫に期待される役割**
- 被災業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融資等の実施